

# 令和6年度 社会教育施設の整備・運営等に関するオンラインセミナー

---

文部科学省 社会教育デジタル活用等推進事業 事務局  
(株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング部)

文部科学省担当部局：総合教育政策局地域学習推進課

2024年6月27日

**NRI**

*Share the Next Values!*



## 本日のプログラム

- 開会、セミナー趣旨説明（3分）
- 文部科学省あいさつ、事業趣旨説明（3分）
- 官民連携（PPP/PFI）について（15分）
- 質疑応答（10分）
- 先進自治体事例紹介（山形県東根市）（20分）
- 質疑応答（10分）

# 事業趣旨説明

---

# 社会教育デジタル活用等推進事業

## 背景・課題

急速なデジタル化の進展の一方で、社会教育分野におけるデジタル活用の遅れが顕在化している。

公民館・図書館等の社会教育施設がデジタル技術を効果的に活用し、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するなど、地域の教育力の向上につながる。

また、社会教育施設の新たな活用モデルを形成し、デジタル田園都市国家構想の推進力とするため、PPP/PFIの活用を促進させる必要がある。

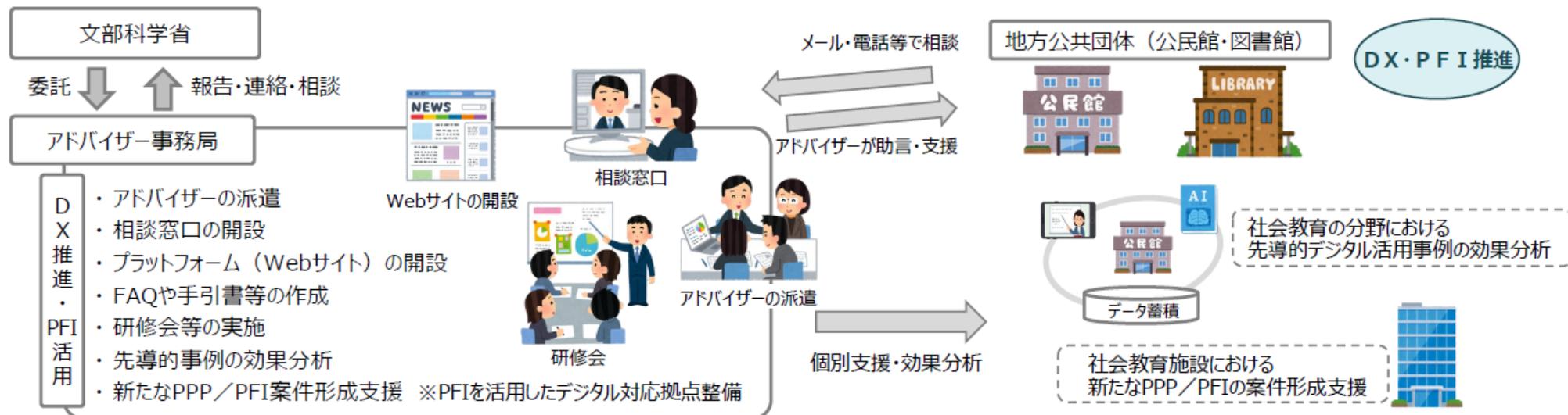
## 骨太の方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

○経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進  
公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。  
○PPP/PFIの活用等による官民連携の推進  
デジタル田園都市国家構想の推進力として活用し、地域交流の場である公園・公民館等の身近な施設への新しい活用モデルを形成する。

## 事業内容

### ○ 社会教育施設（公民館・図書館）のデジタル機能強化・PFI活用アドバイザー事業

全国の社会教育施設（公民館・図書館等）におけるデジタル環境の整備や効果的な活用、施設の整備や運営におけるPPP/PFIの活用を一層促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、自治体等からの相談対応、アドバイザー（専門家）派遣、情報交換プラットフォーム（Webサイト）の開設等による伴走支援を行う。





官民連携とは？

自治体支援

事例紹介

調査研究レポート

よくある質問

Google 提供



## 官民連携/デジタル活用とは？

公民館・図書館といった社会教育施設への官民連携導入やデジタル化について情報提供や支援を行っています。



## 自治体への支援

各省庁で実施されている支援策を紹介しています。  
本事業のPPP/DX相談窓口もご活用ください。  
([ppp\\_dx\\_sodan@nri.co.jp](mailto:ppp_dx_sodan@nri.co.jp))



# 自治体向け相談窓口を開設

公民館や図書館などの社会教育施設における官民連携・デジタル活用について、相談を受け付けています。  
まずはメールで相談いただき、その後は電話や対面などでも支援します。

## ppp\_dx\_sodan@nri.co.jp

※支援事務局 (株)野村総合研究所



▲相談窓口

### 相談内容の例

- 施設の老朽化で建て替えを検討しているが、財政的に厳しい
- 施設の運営に民間の力を活用したい
- もっと利用者が増える魅力的な施設にしたい
- デジタル技術を活用したいが、何からはじめたらよいか分からない

その他何でも相談  
してください。

### 特設ウェブサイトも開設

官民連携・デジタル活用に関する最新情報を発信します。

【主な掲載内容】

- ・官民連携の基礎知識
- ・先進事例紹介
- ・国の支援策 など



URL:<https://kominkan-support.mext.go.jp/>

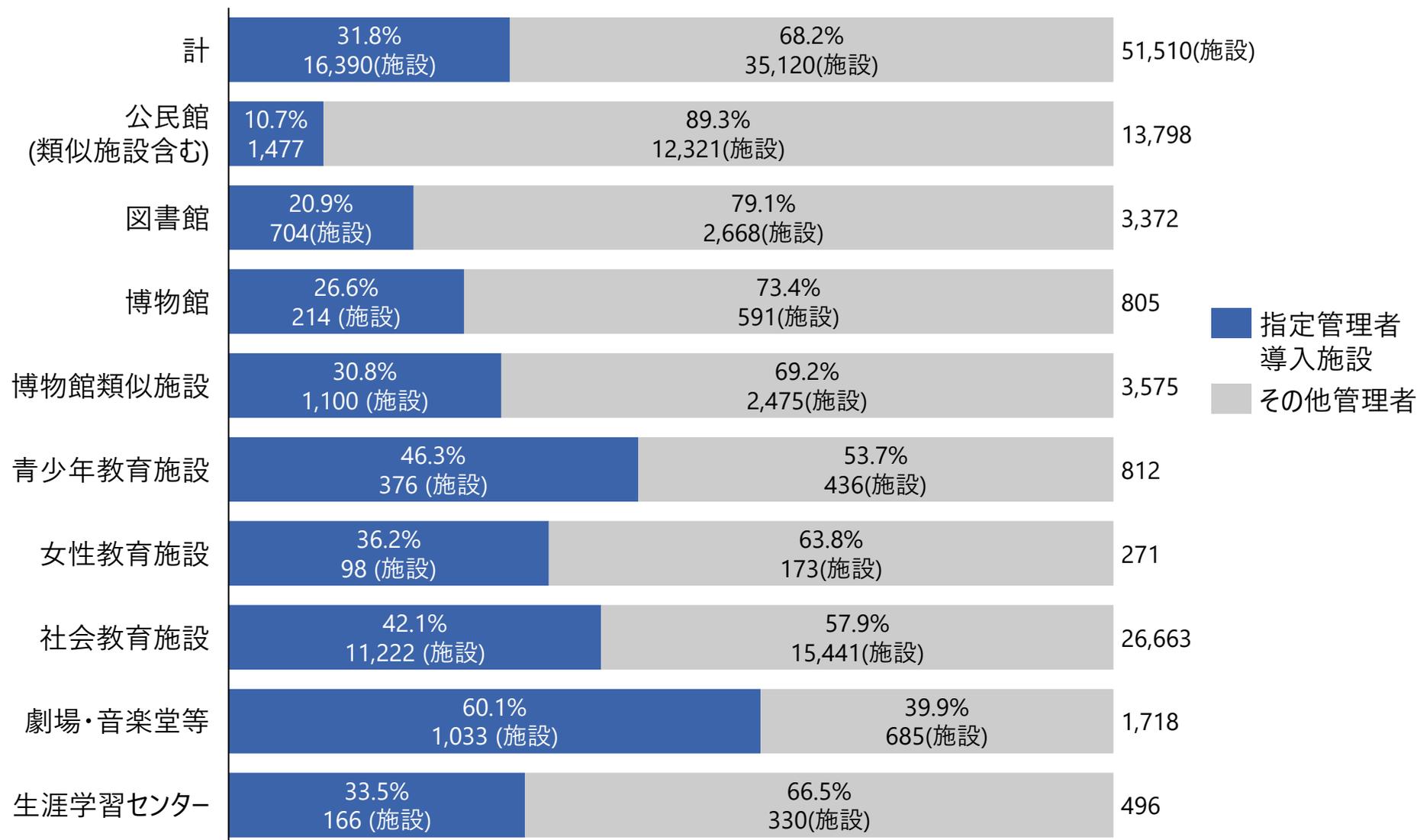
# 官民連携(PPP/PFI、コンセッション)について

---

新規整備時に活用されてきたPFI(従来方式)に加え、近年は既存施設へのコンセッション導入も増加

各方式の概要	1. 行政直轄の事業	2. 指定管理者	3. PFI*(従来方式) *Private Finance Initiative	4. PFI (コンセッション方式)	5. 民設民営
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公共事業等で一般的に実施されている方式</li> <li>✓ 各業務段階ごとに、民間事業者を選定して発注</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公共施設の管理者として民間事業者を指定</li> <li>✓ 施工や大規模な修繕・更新等は含まず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 設計・施工・運営等を包括的に民間事業者に発注</li> <li>✓ 資金調達も民間側が実施</li> <li>✓ 官民どちらも施設保有可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 整備済みの公共施設について、「公共施設等運営権」を民間事業者に設定</li> <li>✓ 民間側が民間資金も活用して運営や修繕等を実施</li> </ul>
計画	行政  ※各業務ごとに個別発注	行政	行政	行政	民間企業
資金調達			民間(例1)	民間	
設計			行政	行政	
施工			民間(例2)	※PFI(従来方式)により民間が担う場合もあり(BT+コンセッション)	
運営・維持管理			民間 民間	民間企業	
施設使用料の徴収主体			行政 民間	民間企業	
大規模修繕・更新			行政	行政 民間企業	
施設保有		行政 民間企業			

## 社会教育施設にはこれまで、積極的に指定管理者制度が活用されてきた

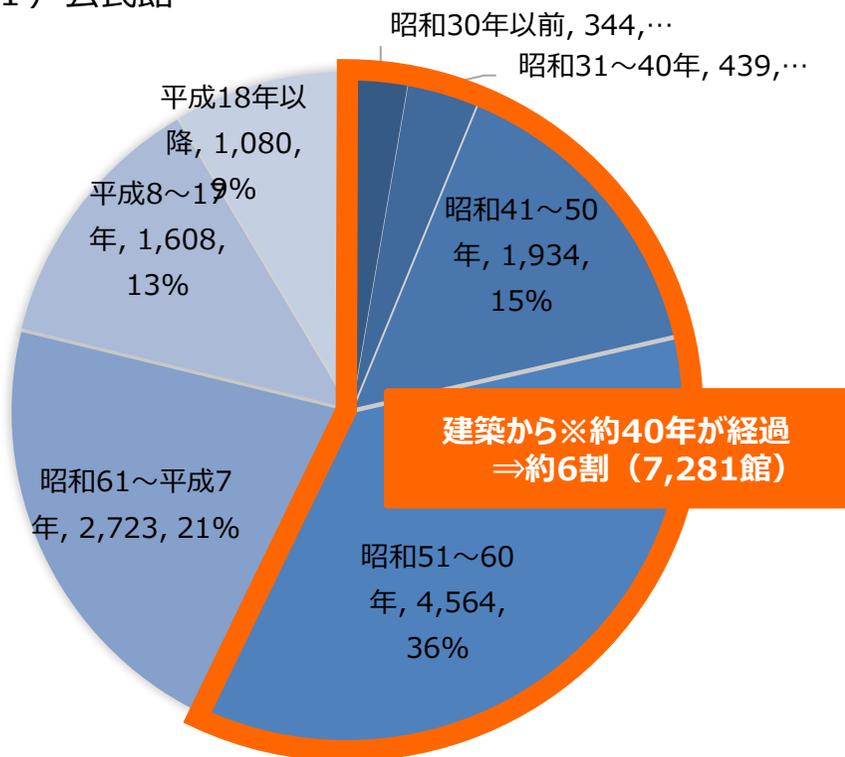


## 官民連携について

整備後30年を超す施設の割合が今後高まり、老朽化対策の必要性が高まることが予想されるため、施設更新や大規模改修等も含めた官民連携のニーズが高まる

### 主な社会教育施設の建築年度別施設数

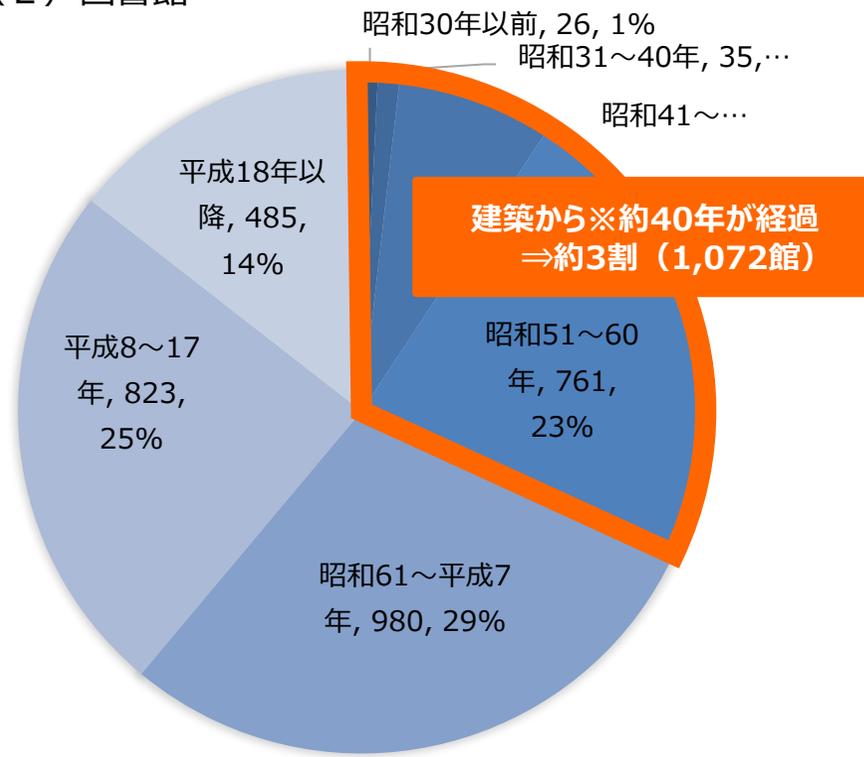
(1) 公民館



建築から※約40年が経過  
⇒約6割 (7,281館)

※令和4年度現在で37年

(2) 図書館

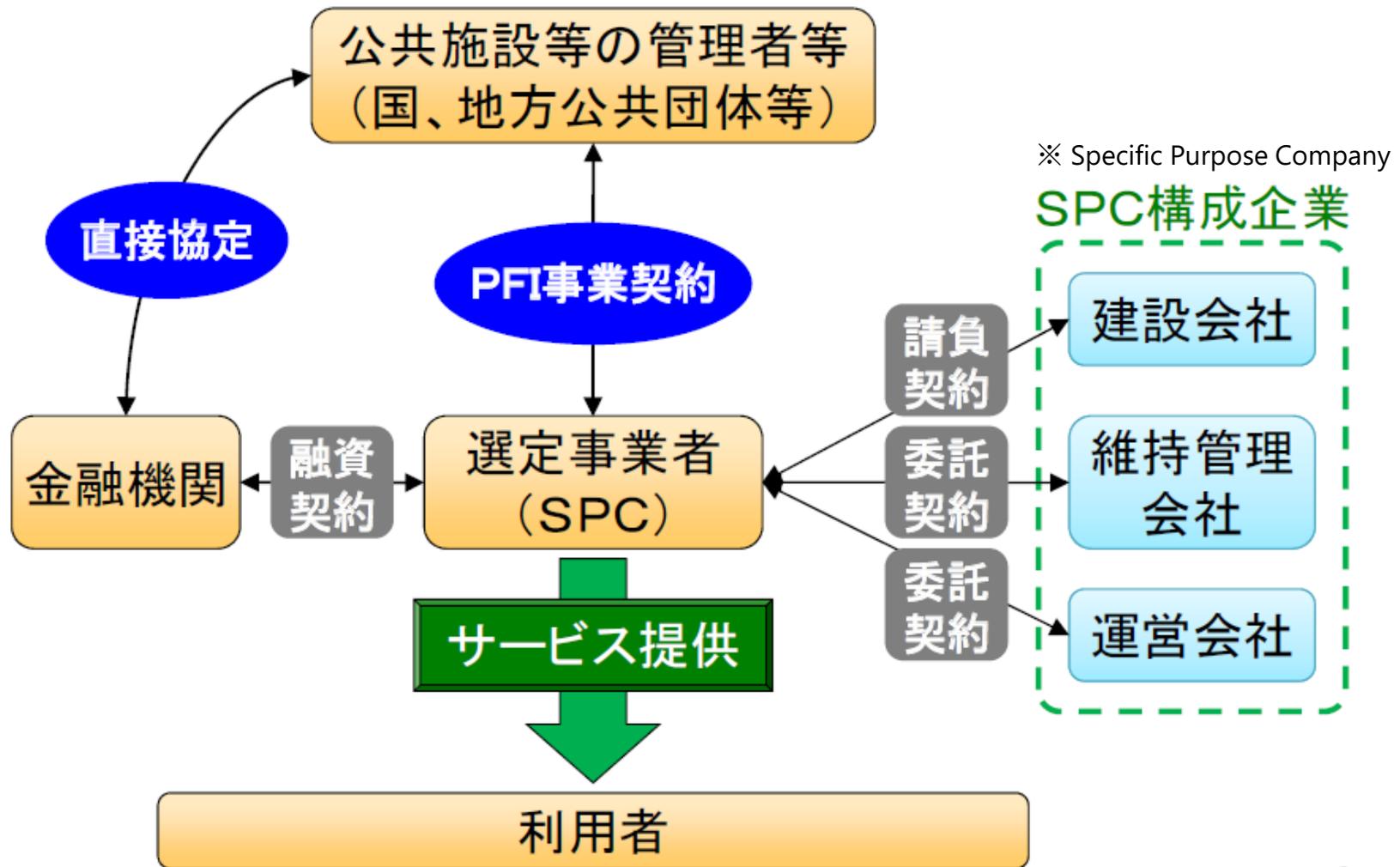


建築から※約40年が経過  
⇒約3割 (1,072館)

※令和4年度現在で37年

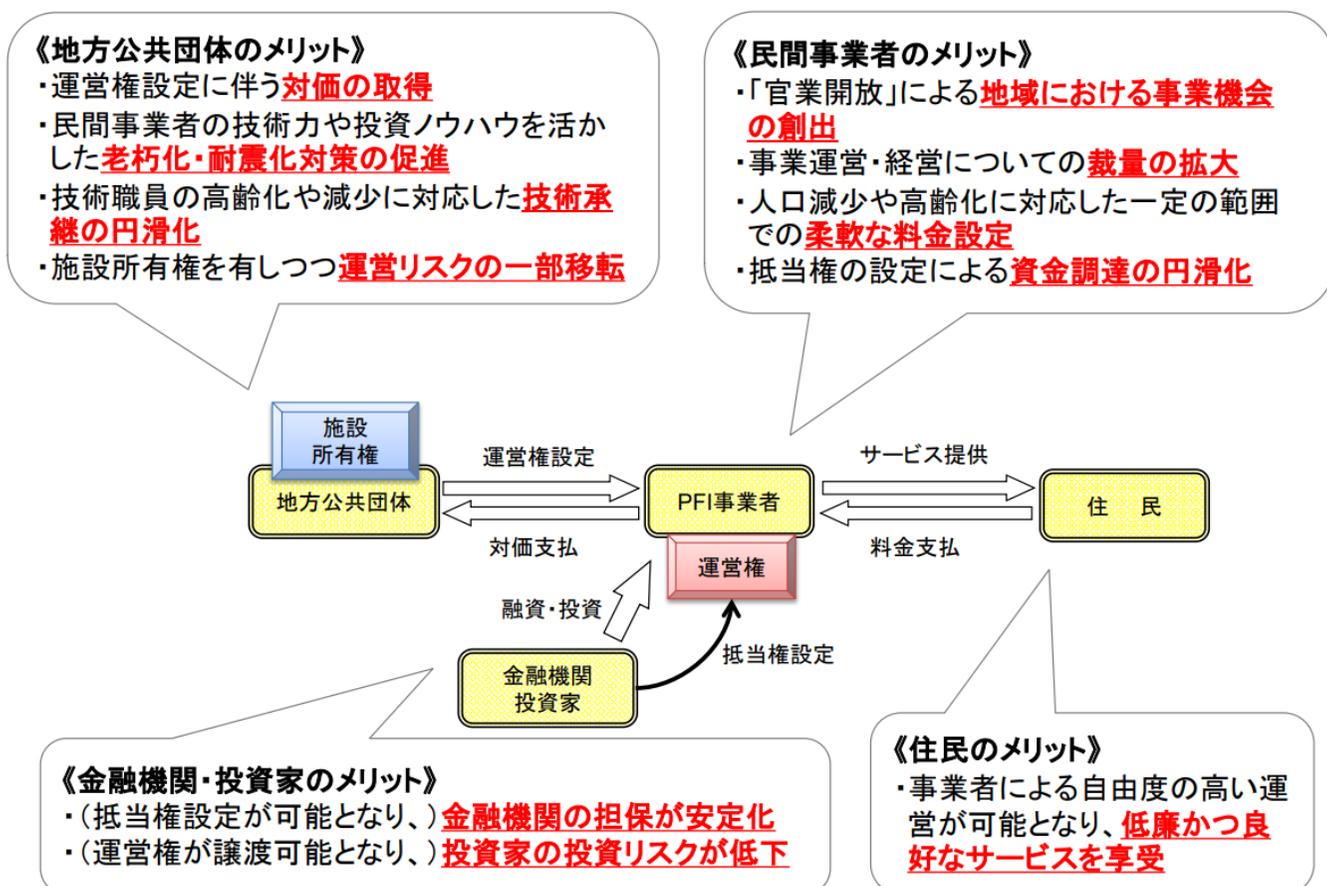
(出典) 平成30年度社会教育統計

PFIでは行政に代わり、行政とPFI事業契約を締結したPFI事業者が資金調達を行って建設工事等の発注主体・サービス提供主体となる



## 公共施設等運営事業（コンセッション）では、既存の公共施設施設にPFIを適用して、長期的な(例：10年超)運営・維持管理や改修等も含めて包括的に民間側が実施することが可能

- 平成23年PFI法改正により、公共施設等運営事業（コンセッション）が導入され、以来、さまざまな公共施設で活用実績がある。
- 公的主体が所有権を有する施設に対して、公共施設等運営権（無形固定資産）を設定し、民間企業による長期的な運営や大規模改修・更新等が可能となっている（下記スキーム図参照）。
- 各主体において以下のメリットが想定され、特に、指定管理者が実施するような運営・維持管理・料金収受に加え、老朽化した施設の改修や更新投資までも民間側が実施可能なことや、運営権を担保とすることでそのための資金調達も円滑化されている。



## ご参考) 公共施設等運営事業 (コンセッション) と指定管理者制度の比較

	公共施設等運営事業 (コンセッション)	指定管理者制度
法的根拠	PFI法	地方自治法
条例の制定	必要	必要
協定・契約等	実施契約の締結	基本協定、実施協定の締結
施設の所有権	地方公共団体	地方公共団体
料金收受	運営権者の収入とすることが可能	指定管理者の収入とすることが可能
民間側の業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事実上の業務</li> <li>✓ 定型的行為</li> <li>✓ 使用料等の徴収</li> <li>✓ ソフト面の企画</li> <li>✓ <u>増改築の実施</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事実上の業務</li> <li>✓ 定型的行為</li> <li>✓ 使用料等の徴収</li> <li>✓ ソフト面の企画</li> <li>✓ <u>使用許可の権限</u></li> </ul>
施設管理者 (地方自治体等) への支払	可能 (運営権対価)	利益の一部を納付する例あり
抵当権の設定	<u>可能</u>	想定していない
施設管理者 (地方自治体等) 側から民間側への補償	<u>規定あり</u>	想定していない

# 社会教育施設へのPPP/PFI導入により、社会教育講座の充実等のサービス向上が見込める

## 社会教育施設における効果の全体像（サービス面）

## 具体例

### サービス面

#### 利用者数増加

##### 新規利用者獲得

- ✓ (ハード面) PFIによる老朽施設リニューアル
- ✓ (ソフト面) 講座や蔵書の充実による利用者数増加

##### 従来利用者の利用促進

- ✓ 講座やイベント開催の活性化による来館頻度向上
- ✓ 地元企業・地域資源とのコラボレーション促進

#### サービスレベル向上

##### 社会教育関連

- ✓ 民間知見による講座の充実化
- ✓ 開館時間の延長、窓口案内機能の拡充、維持管理の充実 等

##### 複合化関連 (他分野)

- ✓ 市民活動の支援機能等、他機能との連携促進
- ✓ 来館者向けサービスの充実 (飲食、物販等)

ブラックス習志野カルチャースクール

### やさしい コーヒー 基礎講座



美味しいコーヒーってどのような味わいでしょうか？  
そんな疑問をコーヒーを飲みながら、楽しく紐解いていく教室です。

< 講座内容(予定) >

『美味しいブラックコーヒーとは』  
美味しさが基準の【スペシャルティコーヒー】  
焙煎度の違いと味の傾向  
『コーヒー飲み比べ』  
スペシャルティコーヒーを飲み比べる



講師：佐藤 義昭  
株式会社 Philocoffea  
PHILOCOFFEA 品質マネージャー・コーヒーイストラクター1級  
日程：2022年11月6日(日)  
時間：10:00～11:00  
対象：一般  
場所：北館 調理室  
定員：10名

11/3(木・祝)

ブラックス習志野 開館3周年記念イベント  
3rd Anniversary THANKS Event

### ハンドメイドワークショップ

ミルフィオリで作るガラスのアクセサリー

時間：①11:00～12:00 ②12:10～13:10  
場所：ブラックス習志野北館 研修室2F プールA  
対象：小学生以上、定員：各8名、持ち帰：なし  
参加費：2,000円/人  
講師：ガラス工房のリス  
※ミルフィオリとはワケメチのハローワークに在籍する障がい者の方の職工です。  
ガラス工房のリスが指導して作成していただきます。  
備品はあらかじめお持ち帰りいただけます。



鳥とお家のプレートをお花で飾る

時間：①11:00～12:00 ②12:30～13:30  
場所：ブラックス習志野北館 研修室2F プールB  
対象：どなたでも、定員：各8名、持ち帰：なし  
定員：各8名、持ち帰：なし  
参加費：1,000円  
講師：マリア  
※どちらか一つをお選びください。



オリジナルアクセサリーを作ろう

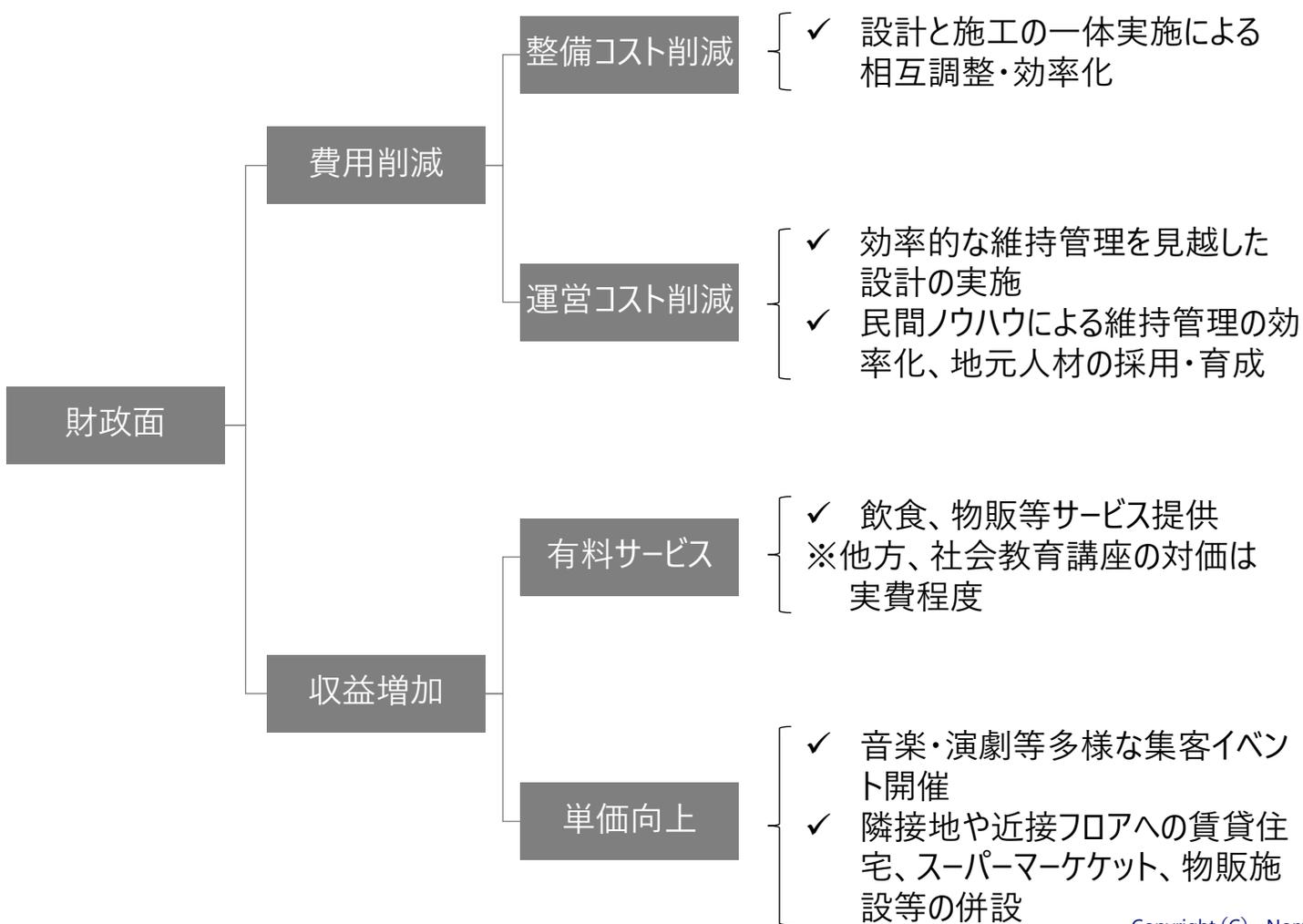
時間：①14:00～14:30 ②14:30～15:00  
③15:00～15:30 ④15:30～16:00  
⑤16:00～16:30  
場所：ブラックス習志野北館 研修室2F プールA  
対象：どなたでも、定員：各2名、持ち帰：なし  
参加費：1,200円/人  
講師：アクセサリョウ  
※アクセサリーのワークショップが初めての方は作りやすいものをご用意し、好きなパーツを組み合わせてオリジナルアクセサリーを作ります。  
作りかたの作りかたを詳しくお伝えいたします。



# 社会教育施設へのPPP/PFI導入により、財政的なメリットも見込める

## 社会教育施設における効果の全体像（財政面）

## 具体例



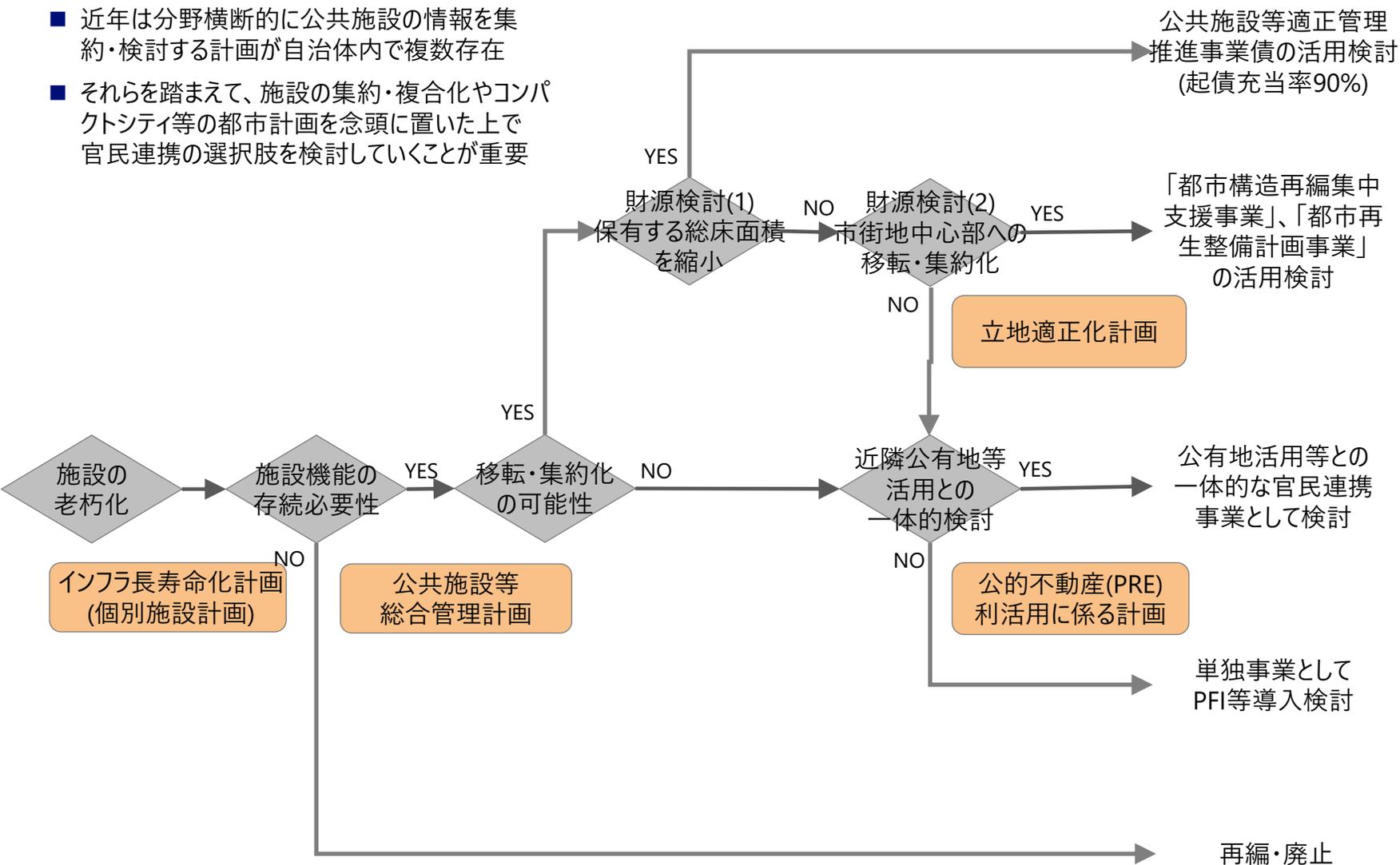
金利		国税・地方税等
維持管理費 運営費		金利
設計・建設費		維持管理費 運営費
		設計・建設費
従来の公共事業のLCC		PFIのLCC



## 官民連携について

**【初期検討】施設が老朽化しているが建て替え・リニューアルの推進に課題(例：財源面)が多い場合、自治体内の他部署や種々の計画と連携した対応が必要となる。**

- 近年は分野横断的に公共施設の情報を集約・検討する計画が自治体内で複数存在
- それらを踏まえて、施設の集約・複合化やコンパクトシティ等の都市計画を念頭に置いた上で官民連携の選択肢を検討していくことが重要



官民連携の  
検討へ  
(次頁)

【官民連携検討】発注者側（自治体）の立場では、「施設内容(何を)」、「事業手法(どうやって)」、「事業者選定(誰が)」の順で、段階的に検討を進めることが一般的である。

行政における官民連携事業の検討プロセス（各段階ごとに、半年～1年弱の期間を確保するのが一般的）

## 1. 基本計画策定調査

### 施設内容

#### “何を” 造るのか？

- 施設コンセプトの検討
- 必要機能の検討
- 対象施設種別、立地の検討
- 民間事業者サウンディング
- 事業費の基礎的な積算
- 他地域の類似事例調査

## 2. 導入可能性検討調査

### 事業手法

#### “どうやって” 造るのか？

- 事業方式（民営/PFI/DBO/指定管理者等）検討
- 公募形式・発注単位（複数施設のバンドリング等）
- 民間事業者サウンディング
- 事業の財務シミュレート
- VFMの算定（PFIの場合）
- 事業費の積算（変更時）

## 3. アドバイザリ業務

### 事業者選定

#### “誰が” 造る/運営するのか？

- 実施方針の作成・公開
- 入札説明書、要求水準作成
- VFM算出・特定事業の選定
- 議会説明資料の作成
- 応札者向け説明会の実施
- 質問回答、対話開催支援
- 事業者選定委員会の運営
- 契約等の締結支援

## ご参考) 具体的には、以下などの支援方策が活用可能である

①  
検討段階  
のコンサル  
等にも  
活用が可  
能な事業

### 「文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業」(文部科学省)

- [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/ppp/mext\\_02146.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/mext_02146.html)
- コンサルタントによる調査検討や、自治体におけるPPP/PFI導入を支援しています。※令和5年度の事業は終了

### 「民間資金等活用事業調査費補助事業」、「高度専門家による課題検討支援」(内閣府)

- [https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html)
- 社会教育施設を含むさまざまな省庁が所管する幅広い施設において、官民連携導入に向けた企画立案や導入可能性調査等を支援しています。

### 「先導的官民連携支援事業」、「官民連携モデリング」(国土交通省)

- <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-3-1.html>
- 主に国交省が所管する施設について、調査委託費を国が助成することにより官民連携の導入検討を支援しています。

### 「都市構造再編集集中支援事業」「都市再生整備計画事業」(旧・まちづくり交付金) (国土交通省)

- [https://www.mlit.go.jp/toshi/crd\\_machi\\_tk\\_000013.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html)
- 国庫補助として、社会教育施設の整備において活用された実績があります。

### 「地方創生拠点整備推進交付金」(内閣府)

- <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>
- 地域振興に係る幅広い施設整備に活用可能であり、中山間地域等において、実際に社会教育施設の整備に活用された実績があります。

### 「公共施設等適正管理事業債」(総務省)

- <https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>
- 総務省の所管する地方債起債に係る措置として、社会教育施設の整備財源確保にあたり活用された実績があります。

②  
実際の  
施設整備・  
運営段階  
での活用が  
可能な  
事業

## 社会教育施設へのPPP導入にあたっては特に、公的機能の維持・確保や、複合化への対応、整備財源の確保が対応すべき論点として想定される

### 社会教育施設へのPPP導入時の論点

#### 公的機能の維持・確保

- ✓ 社会教育の意義、政策目的を踏まえて官民の役割分担を設計する必要あり
- ✓ 施設利用者数、施設稼働率の向上は重要だが、必ずしもそれだけが目的ではない
- ✓ 上記を巡って、地域の論議も呼びやすい

#### 施設複合化への対応

- ✓ 施設整備にあたり、公民館機能単独ではなく、他の行政機能との複合化の要請あり（例：青少年育成施設、図書館、テレワーク拠点、地域のにぎわい拠点 等）
- ✓ 民間機能(飲食・物販・サードプレイス等)を誘致し、地域のにぎわい創出や利便性向上を求められ、専門外の対応も必要

#### 整備・運営財源の確保

- ✓ 社会教育施設の整備に直接対応する国庫補助制度は存在しないため、整備費確保が難航
- ✓ 運営・維持管理費は自治体単独事業として支出する必要があるが、新施設のサービスレベル向上に伴い必要な予算規模も増加

### 対応の方向性

#### 1. 自治体固有の事情を踏まえ官民役割分担を設計

- ✓ 行政が主導し、当該地域のニーズに合った官民の役割分担を設計（例：図書館業務のうちどこまでを庁内に残すか等）
- ✓ 当該施設運営において民間企業に期待することを明確化し、全ての丸投げはしない（講座企画や選書の方針提示等）
- ✓ 例えば図書館の場合、具体的にはレファレンス、選書、アウトリーチ(出張図書館等)・他機関連携業務などが論点

#### 2. 庁内他部署／民間企業への新たなアプローチを実施

- ✓ 社会教育を所管する教育委員会の担当部署単独でなく、他部署との連携が、構想～建設～運営の各段階を通じて必須
- ✓ 民間機能の誘致にあたっては、当該施設の立地や想定内容の事業性について、民間サウンディングを通じた検討が必要（民間機能誘致が難しい場合には、代替策を検討）

#### 3. 他部署と連携した庁内推進体制を構築

- ✓ 国交省都市局や、内閣府まち・ひと・しごと創生事務局の補助制度の適用可能性を検討
- ✓ 子育て世代の支援等を首長が強く打ち出している場合には、首長部局との連携も有効（新施設によるまちの魅力向上）
- ✓ サービス向上や施設予防保全導入により、PPP導入後に従来よりも運営・維持管理費が増加することについて、庁内・議会への理解浸透が不可欠（コスト削減以外の意義強調）

## ご参考) 公的機能の維持・確保 関連

- 社会教育プログラムや図書館のレファレンスといった「本来業務」を、民間企業がどこまで担うかを、各自治体の事情や有資格者の人員体制に応じて、検討し設定しているのが現状である

### 社会教育に係る講座企画、図書館レファレンス業務等の役割分担パターン

1. 全委託パターン	2-1. 中庸・併存パターン	2-2. 中庸・すり合わせパターン	3. 内製パターン
<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 社会教育プログラムを全て民間企業が企画～実施</li><li>✓ 行政側で計画の事前確認は実施</li><li>✓ 当該分野の職員数が必ずしも多くない自治体などで活用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 公共側（社会教育担当部署）提供プログラムと、民間側提供プログラムが併存</li><li>✓ 民間側プログラムは、よりカジュアルで集客寄りのもので棲み分け（例：コンサート、趣味の講座など）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 前年度に民間側が翌年度の内容を提案</li><li>✓ 公共側と調整会議を重ねてすり合わせ、それを前提にした予算措置まで実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 講座の開催や選書、レファレンス等は全て公共側で実施</li><li>✓ 民間側は施設の維持管理などハード面の業務のみ</li><li>✓ 専門性を有する職員数を一程度確保できている自治体に適合</li></ul>

## ご参考) 整備・運営財源の確保 関連

構想・計画	設計・計画	管理・運用
デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ） 【内閣府】※補助率1/2		
デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）【内閣府】※補助率1/2		
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【内閣府】		
官民連携基盤整備推進調査費【国交省】※補助率1/2以内		
民間資金等活用事業推進機構による出融資等		
文教施設における多様なPPP/PFIの先導的 開発事業【文科省】	社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業） 【国交省】※補助率：40%又は45%	デジタル田園都市国家構想 交付金（デジタル実装タイプ） 【内閣府】※補助率 1/2
スタジアム・アリーナ改革推進事業【スポーツ 庁・経産省】	都市構造再編集中支援事業 【国交省】※補助率：50%又は45%	
文化施設サービス刷新・活動活性化等運営 改善推進支援事業【文化庁】	社会資本整備総合交付金 （都市公園事業）【国交省】 ※補助率：施設 1/2、用地 1/3	
社会教育デジタル活用等推進事業【文科 省】	スポーツ振興くじ助成金による支援【JSC】 ※助成率：施設整備・改修 2/3 アドバイザー 1/2	
先導的官民連携支援事業【国交省】	体育スポーツ施設整備 （学校施設環境改善交付金） 【スポーツ庁】 ※補助率：1/3	
専門家派遣によるハンズオン支援【国交省】		
高度専門家による課題検討支援【内閣府】		
協定プラットフォームを活用したPPP/PFI案件 形成支援【内閣府】		

# 質疑応答

---

# 先進自治体事例紹介（山形県東根市）

## ※別添資料

---

# 質疑応答

---

ご清聴ありがとうございました。  
退出時に表示されるアンケートにもご協力いただけますと幸いです。

---